

（設置）

第1条 市長と教育委員会が意思疎通を図り、本市の教育の課題、今後の方向性等を相互に共有し、効果的に教育行政を推進するため、砺波市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項に規定する事項について協議及び調整を行うものとする。

（構成）

第3条 会議は、市長及び教育委員会により構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。ただし、教育委員会がその権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者からの意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。